

# 総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンについて

## ○総合計画とは

総合計画は、地域住民の日々の暮らしにとって最も身近な行政機関である市区町村における最上位の行政計画であり、概ね10～20年後を見据えた中で、市区町村それぞれで目指すべき将来像やその実現に向けて骨格となるまちづくりの基本的な方針等を掲げ、総合的かつ計画的に行財政運営を推進していくための指針となるものです。

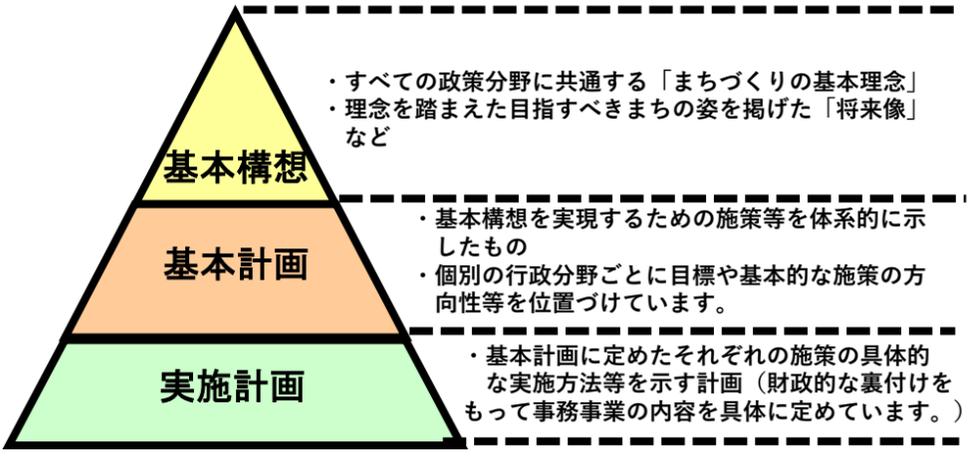
## ○総合計画の変遷

**1969年（昭和44年） 地方自治法第2条第4項の改正**  
 ・基本構想策定・議会議決の義務付け制度

**2011年（平成23年） 地方自治法第2条第4項の改正**  
 ・基本構想部分の策定義務づけを廃止  
 ・市区町村の自主的な判断により、引き続き基本構想について議会の議決を経て策定することが可能（総務大臣通知（総行第57号 総行市第51号平成23年5月2日））

## ○総合計画の構成

多くの自治体では、総合計画について、基本構想、基本計画及び実施計画の3層構造で構成しています。



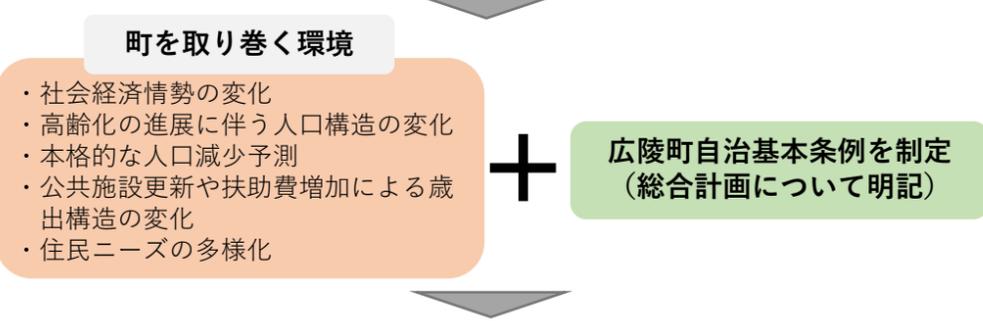
## ○次期総合計画の期間

多くの自治体では、基本構想の期間は10年前後とし、基本計画の期間を前期・後期としている自治体や、前期・中期・後期としています。実施計画については、毎年度見直し（中間評価）をかけています。下記は、当町で今期策定の総合計画の計画期間です。

| 年度   | R4年度<br>(2022) | R5年度<br>(2023) | R6年度<br>(2024) | R7年度<br>(2025) | R8年度<br>(2026) | R9年度<br>(2027) | R10年度<br>(2028) | R11年度<br>(2029) | R12年度<br>(2030) | R13年度<br>(2031) | R14年度<br>(2032) | R15年度<br>(2033) |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 基本構想 | 基本構想:12年間      |                |                |                |                |                |                 |                 |                 |                 |                 |                 |
| 基本計画 | 前期基本計画:4年間     |                |                |                | 中期基本計画:4年間     |                |                 |                 | 後期基本計画:4年間      |                 |                 |                 |
| 実施計画 | 1期:3年間         |                |                | 1期:3年間         |                |                | 1期:3年間          |                 |                 | 毎年度見直し          |                 |                 |

## ○広陵町総合計画の変遷及び今回の計画策定の経緯

- 1976年（昭和51年） 第1次広陵町総合計画策定
- 1987年（昭和62年） 第2次広陵町総合計画策定
- 2000年（平成12年） 第3次広陵町総合計画策定
- 2012年（平成24年） 第4次広陵町総合計画策定



総合的かつ計画的に推進するための新たなまちづくりの指針として  
**「第5次広陵町総合計画」策定を決定**

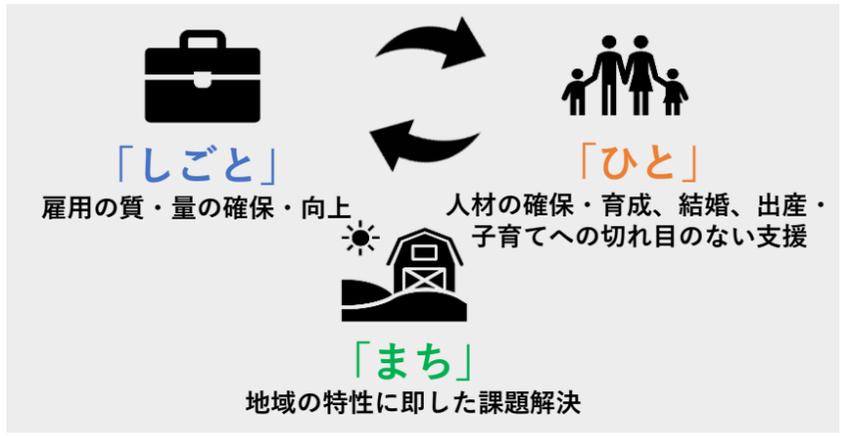
## ○まち・ひと・しごと創生について

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくことが喫緊の課題であるとして、国の長期（人口）ビジョン及び第1次まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。

## ■国の長期（人口）ビジョン

**2060年に1億人程度の人口を維持**

## ■まち・ひと・しごと創生の流れ



## ■2015年（平成27年）第1次まち・ひと・しごと創生総合戦略策定

期間：2015年度から2019年度まで

- 4つの目標
- 1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
  - 2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
  - 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
  - 4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

## ■2020年（令和2年）第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略策定

期間：2020年度から2024年度まで

- 2つの追加目標
- 1 多様な人材の活躍を推進する
  - 2 新しい時代の流れを力にする

## ○広陵町の動向

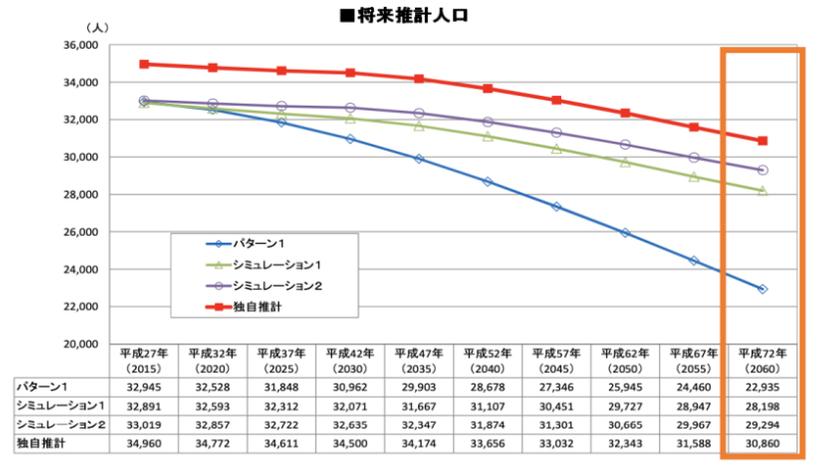
国の長期（人口）ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、2015年（平成27年）3月に下記2点を策定しました。

## 1 「人口ビジョン」

人口の現状と将来の展望を提示

## ■広陵町の人口ビジョン

**2060年に3万人の人口を維持**



## 2 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

上記人口ビジョンで示した将来展望を踏まえ、地域の実情に応じた今後5か年の施策の方向を提示

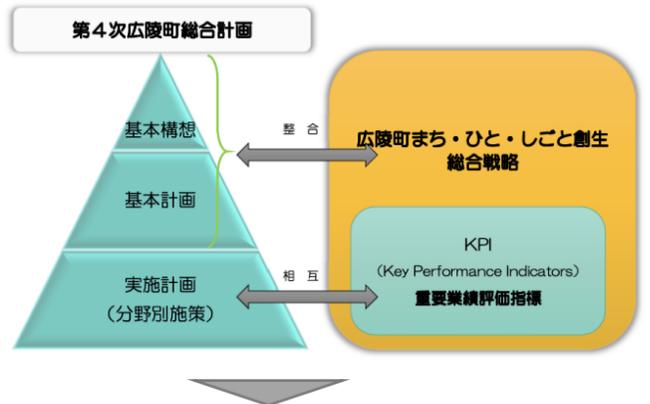
## ■2015年（平成27年）第1次まち・ひと・しごと創生総合戦略策定

期間：2015年度から2021年度まで（2年間延長）

- 4つの目標
- 1 住み続けたいまちづくり
  - 2 結婚、出産、子育ての希望をかなえるまちづくり
  - 3 活力あふれるまちづくり
  - 4 地域と地域を連携するまちづくり

## ■広陵町の現在のまち・ひと・しごと創生総合戦略のポイント

第4次広陵町総合計画と整合を図ることを前提に、第4次総合計画実施計画に掲載された事業の中から、まち・ひと・しごとの創生の趣旨に合致する事業を抽出するとともに、随時、新規事業を追加してまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。



## ■2021年（令和3年）第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略策定

今年度部会（予定）で策定